

一般の中小企業退職金共済事業における  
退職金の未請求者に対する取組

建設業退職金共済事業における  
共済手帳の長期未更新者に対する取組

## ○ 一般の中小企業退職金共済事業における退職金の未請求者に対する取組

平成18年度末時点において、退職して5年経過後も未請求となっている退職金は、昭和34年の制度発足以降、

- ・累計額で366億円（この間の支給額5兆8220億円に対し、0.63%）
  - ・件数で49万件（この間の支給件数855万6027件に対し、5.75%）
- となっている。

### 1 これまでの取組

中小企業退職金共済制度において、機構は事業主を契約相手とし、従業員とは直接の関係に立たないため、従業員の住所等の個人情報把握しておらず、当該情報は事業主が把握している。

本制度では、従業員の退職時に退職金請求書の入った退職金共済手帳を交付することを、事業主に義務づけているほか、機構においては、未請求者を発生させないようにするため、以下の取組を実施してきたところ。

#### ①事業主に対する周知

事業主に対して送付する掛金振替結果のお知らせ文書、情報誌、機構のHP等のあらゆる機会を通じて、従業員への退職手続きの説明依頼を記載して注意喚起を行っている。

#### ②手続の簡易化（平成8年）

退職金請求手続を容易にするため、退職金共済手帳の様式を簡便なものに改善した。

#### ③事業主に対する退職金未請求者への連絡依頼（昭和58年～）

退職後3ヶ月間未請求の者について請求手続を促すよう、事業主に対して依頼を行っている。

#### ④未請求期間が5年以内の未請求者に対する直接連絡（平成19年9月～）

平成14年度以降（5年時効の経過前）の未請求者について、事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、退職者に退職金請求手続を促す。

#### ⑤相談窓口の設置（平成19年10月～）

未請求に関する相談に応じるため、フリーコールを設置した。

## 2 今後の取組

### (1) 実施を予定しているもの

#### ①事業主に対する退職金未請求者への連絡依頼の徹底

1 ③の依頼を行ってもなお請求のない未請求者について、再度、事業主に対して従業員に促すよう依頼する。

#### ②高額未請求者に対する直接連絡

未請求期間が5年以上の未請求者のうち、退職金額が高額の者について、事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、退職者に退職金請求手続を促す。

### (2) 実施を検討しているもの

#### ①未請求期間が5年以上の未請求者に対する更なる対策

事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、退職者に退職金請求手続を促す等について検討する。

#### ②被共済者に対する更なる周知

事業主に対し、被共済者の退職時に住所の提出を求めるなど、機構が直接、退職者の住所を把握し、連絡すること等について検討する。

### (3) その他

#### ・雇用保険トータルシステムからの情報提供要請

雇用保険トータルシステムでデータ管理を行っている適用事業所及び被保険者の情報から、現在、雇用保険の適用事業所の下で働いている被保険者である従業員について、連絡できるかを検討する。

(注)

- ・当該システムにおいては、被保険者番号、氏名、性別、生年月日によって被保険者に係る情報を管理しており、被保険者の住所等の連絡先は含まれていないため、本人の連絡先を直接把握することはできない。
- ・個人情報保護の観点からも、当該システムで把握している情報を第三者に本人の同意なく提供可能かどうかは課題。

## 3 支払備金の見直し

以上の取組の実施に併せ、現在、退職後5年を経過した退職金未請求者にかかる退職金額を支払備金（負債）から除外し収益化しているが、その一部又は全額を支払備金に再度計上することを検討する。

## ○ 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対する取組

建設業退職金共済制度においては、手帳1冊分(12ヶ月分)の証紙を貼り終わると更新を行うこととなっているが、長期間更新していない被共済者が存在し、平成18年度末において、掛金の納付月数が24月以上で、かつ、過去3年以上手帳の更新実績がない被共済者は、約41万人存在している。

### 1 これまでの取組

#### ・長期未更新者の実態調査

現在、機構において、毎年度、共済契約者である事業主を通じ、前回の手帳更新から3年経過した長期未更新者の実態調査を行っている。その際、当該企業を退職している場合にはその者の連絡先の入手に努め、直接連絡を行うことにより、その実態に応じた退職金請求等の働きかけを行っている。

### 2 今後の取組

#### (1) 従業員に対する周知

パンフレットの配布や業界団体を通じて従業員に対する周知を徹底するなどの取組を推進するよう機構に対し指導する。

#### (2) 長期未更新者に対する調査の徹底

長期未更新者41万人のうち、これまで調査対象としてこなかった者についてさかのぼって調査することについて、機構の次期中期目標(平成20年度～)に盛り込むとともに、本年度においてもできるだけ速やかに作業に着手するよう、機構を指導する。

この41万人には制度が発足した昭和39年以降の長期未更新者のすべてが含まれており、その連絡先の把握が困難な場合も想定されるところではあるが、次期中期目標の期間中(平成24年度末)に実施できるよう指導する。

退職金未請求者に対する取組について

〔（独）勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部〕

長期未更新者に対する取組について

〔（独）勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部〕

# 退職金未請求者に対する取組について

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

## 1. これまでの経緯

### (1) 事業主に対する周知

事業主に対して送付する掛金振替結果のお知らせ文書、情報誌、機構のホームページ等のあらゆる機会を通じて、従業員が退職した場合には退職金請求手続きについて説明を依頼する旨を記載して注意喚起を行ってきた。

### (2) 退職金共済手帳の改善

退職金請求手続き等を容易にするため、退職金共済手帳を分かりやすいものに改善した。(平成8年)

### (3) 事業主に対する退職金未請求者への連絡依頼

退職後3か月経過しても未請求の者については、未請求者一覧表を事業主あてに送付し、退職者に請求手続きをするよう連絡を依頼している。(昭和58年～)

## 2. 今後の取組

### (1) 既に着手しているもの

#### ① 未請求期間が5年以内の未請求者に対する直接連絡(平成19年9月13日～)

- ・ 平成14年度退職の未請求者について、事業主から住所等の連絡先を入手し、機構から直接、従業員に退職金請求手続きを促す取組を実施している。
- ・ 引き続き平成15年度以降の未請求者について、同様の取組を行う。

#### ② 相談窓口の設置

- ・ 未請求に関する相談に応じるため、フリーコールを設置している。  
(平成19年10月3日～)

### (2) 今後、実施を検討しているもの

「機構の主要な事務及び事業の見直し案」を踏まえた実施を検討している。

#### ① 被共済者に対する周知

- ・ 加入時に、中退共制度に加入したことについて事業主を通じて従業員に通知すること等

#### ② 被共済者の住所等の把握

- ・ 事業主に対し、被共済者の連絡先の提出を求めるなどして退職者の情報を把握し、機構から直接未請求者に連絡すること等

#### ③ 退職後5年以上の未請求の者に対する対策

年度別退職金等支給及び時効処理状況

	退職金支給状況 (A)		未請求時効処理 (B)		時効後支給 (C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円
元年度	192,818	105,778,258	9,421	842,776	323	77,492
2年度	209,573	121,143,079	9,709	855,784	412	107,984
3年度	223,804	140,006,312	10,484	921,148	401	113,251
4年度	229,964	157,195,427	12,451	1,068,715	441	130,982
5年度	241,597	183,131,803	14,313	1,372,673	472	173,700
6年度	260,065	219,233,575	15,888	1,532,570	530	177,933
7年度	266,781	247,517,381	17,252	1,872,962	483	168,302
8年度	276,183	271,902,180	17,060	2,047,743	509	200,448
9年度	295,432	312,323,745	15,265	2,181,321	678	246,937
10年度	304,423	343,381,168	14,071	2,160,961	633	256,246
11年度	297,691	353,918,332	13,637	2,419,134	655	271,985
12年度	303,442	365,438,507	12,334	2,377,979	675	249,883
13年度	325,677	404,014,064	12,339	2,459,372	601	334,384
14年度	334,502	423,767,951	13,128	2,666,155	647	371,507
15年度	304,601	387,552,925	11,604	2,654,073	782	413,742
16年度	283,360	353,599,444	10,292	2,416,746	573	360,528
17年度	272,172	334,678,959	9,269	2,362,739	509	351,396
18年度	278,239	350,326,407	8,529	2,317,036	534	427,423
合計	8,556,027	5,822,128,132	506,390	41,323,241	14,139	4,733,607

(B) の合計 - (C) の合計

18年度末現在の時効処理後の未請求累計 492,251件 36,589,634千円

- ※ 合計の欄は制度発足（昭和34年度）以来の累計である。
- ※ (B)欄の未請求時効処理分は、当該年度に時効処理したものである。
- ※ (C)欄の時効後支給は、過去に時効となっているもの（当該年度の時効分の支払ではない）について、その年度に支払ったものである。
- ※ 18年度末現在の時効後未請求未支給となっているのは、492,251件 36,589,634千円であり、支払った退職金累計額5兆8,220億円に対する割合は、0.63%である。

未請求（時効）金額階級別件数表

退職金・解約手当金 階級(万円)	合 計	
	件数	構成比(%)
以上 未満		
1,000 以上	5	0.00
500 ～ 1,000	82	0.02
300 ～ 500	299	0.07
100 ～ 300	3,485	0.80
50 ～ 100	8,915	2.06
10 ～ 50	70,532	16.26
5 ～ 10	43,176	9.96
1 ～ 5	173,341	39.97
1 未満	133,858	30.86
合計	433,693	100

(注1) 昭和43年度以降の退職者分である。

(注2) 昭和43年度以前を含んだ合計は 約49万件 累計366億円 平均約7万円

(注3) 時効分の最高金額は 13,206,080円である。

## 退職金等未請求者(平成14年度)に対する対応状況

### 1. 対象共済契約者宛の情報提供依頼文書の発送状況

文書発送	所 数	人 数
件 数	5,831所	8,148人

※平成14年度の対象共済契約者に対して、9月以降順次発送済

### 2. 第1期の情報提供依頼に関する状況(平成19年11月19日現在)

文書発送対象数		回 答 あ り		
			住所情報 あり	住所情報 なし
所 数	1,078所	549所	413所	136所
人 数	1,495人	664人	489人	175人

※上記1のうち第1期(9月～10月初旬発送分)の対象事業所に対して、情報提供依頼文書を発送した状況

### 3. 第1期の情報提供に基づく被共済者への対応状況(平成19年11月30日現在)

文書発送対象数	回 答 あ り		住所不明 (戻り分)
		請求書 あり	請求書 なし
430人	216人	28人	188人
			51人

※上記2で情報提供のあった被共済者数 489人のうち 430人に対して請求手続きを促す文書発送